

飯塚市総合体育館における移動販売車及び臨時売店事業者登録申請要領

1. 目的

飯塚市市民公園体育施設で行われるスポーツ大会参加者及び利用者の利便の向上のため、飯塚市総合体育館施設のスペースを活用し移動販売車及び臨時売店(以下、「キッチンカー等」という。)にて、商品の販売を行い、飯塚市総合体育館の魅力を高めることを目的とする。

2. 概要

(1) キッチンカー等事業者登録資格

一般社団法人飯塚市スポーツ協会(以下「協会」という。)に、キッチンカー等事業者として登録を希望する個人・法人・任意団体は、以下の全ての条件に該当する場合、キッチンカー等事業者登録申請書にて申請することができる。

- ① 上記「1. 目的」に同意できる者
- ② 協会の販売スケジュール、販売区画に同意できる者
- ③ 飲食物を販売する場合は以下の全ての条件を満たす者
 - ア. 飯塚市内での営業を許可する保健所の発行する営業許可証を有する者
 - イ. 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
 - ウ. 食品営業賠償保険(PL保険)等に加入している者
 - エ. 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
 - オ. キッチンカーにて営業を行うものは、キッチンカーを保有又はリースしている者
 - カ. 使用するキッチンカーは、自動車保険(任意保険)に加入していること

(2) キッチンカー等事業者登録申請の禁止事業者

個人及び法人・任意団体の代表者等が以下の何れかに該当する場合は、申請することができない。

- ① 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者)
- ② 破産者であつて、復権していない者
- ③ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ④ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑤ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑥ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑦ 住民税等の税金を滞納している者
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員等(暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していない者

(3) キッチンカー等事業者登録審査

申請書を受理した後、審査を行い適格者に対してキッチンカー等登録事業者として登録許可証を送付する。この登録事業者のみが、「出店占用申請書」を提出しキッチンカー等により商品の販売を行うことができる。

ただし、全館利用を行う利用者（主催者）が、当要領に準じて出店資格及び販売商品の確認、出店調整、留意事項の周知を行い、責任を持って対応する場合は、個別の登録申請を省略し、利用者（主催者）による出店占用の一括申請及び、登録事業者以外のキッチンカー等による商品の販売を行うことができる。

なお、出店資格の確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合がある。

(4) 出店場所及び区画

事業者の希望を調整のうえ協会が指定した場所及び区画とする。ただし、予告なく変更する場合がある。

(5) 販売可能な商品

協会が販売を認めた商品及び飲食物については営業許可証の範囲内の商品とし以下に留意する。

- ① キッチンカー以外での調理等は厳禁とするが、安全かつ清潔性が確保できる調理施設で、協会が特に認めた場合はこの限りでない。
- ② 調理済及び包装した飲食物を販売する場合は、食品衛生法に準じて、名称、期限表示、原材料、製造者、販売者等を表示すること。
- ③ 販売価格は市場価格を基準として、不当な価格で販売しないこと。
- ④ 熱い飲料については、ふたが付いたものであること。

(6) 販売禁止商品

消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの及び、協会が不相当と判断したもの。

(7) 出店スケジュールの調整及び周知

キッチンカー等登録事業者は、原則、出店予定日の1か月前までに出店占用申請書を提出する。協会は出店占用申請書を受領後、調整を行い出店占用申請者に対し、出店予定日の一週間前までに、出店の可否、出店場所、スケジュールを周知する。

ただし、出店占用申請が販売区画の上限数に達した場合等により、希望通りの出店が出来ない場合があることに留意する。

なお、大会・イベント開催時に観客数・利用者及び出店申請状況等を勘案して、協会より出店を依頼する場合がある。

※協会が行う調整とは、過去の販売実績、事務処理手続きの履歴及び販売品（メニュー等）を考慮した総合的な調整のことをいう。

(8) 出店占用時間

原則として9時00分から22時00分までの間とする。なお、状況により時間の短縮、及び延長は申し出により可能とする場合がある。

(9) 利用料金（使用料）

下記の利用料金を、出店日の前日までに全額前納にて納入することとする。なお、利用者の都合による利用中止は、利用日の10日前までに中止を申し出たとき以外は、利用料金を支払わなければならない。また、テント及び購入者用のテーブル・椅子を

設置する場合は、設置する面積を含める。

- ① 館内に臨時売店を設置する場合 1 m²につき1日当たり200円
- ② 館外に臨時売店を設置する場合 1 m²につき1日当たり100円

3. その他留意事項

- (1) キッチンカー等の搬入・搬出は出店者各自で行うこと。
- (2) 電力、水、その他販売に関わるものは、原則出店者各自で用意すること。ただし、調理器具等に使用する電気の借用については、協会が認めた場合、1コンセント当たり1時間100円で使用を許可する。
- (3) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。ただし、体育館内は火気厳禁とする。
- (4) 出店日には自身でゴミ箱と食べ残し用の容器を設置し、ゴミ、食べ残し及び排水と共に各自で持ち帰ること。
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと。(現状復帰)なお、出店者の責めに帰する理由により、飯塚市市民公園体育施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を賠償すること。
- (6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (7) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある。
- (8) BGM等の音楽や音響設備等による呼び込み等は行わない。
- (9) キッチンカー等及び販売品の事故、破損、紛失等について、協会は一切責任を負わない。
- (10) キッチンカー等事業者は、協会の出店場所の調整に誠意をもって対応すること。
- (11) 協会の運営方針や出店条件に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取りやめをした場合は、キッチンカー等事業者登録を取り消すことがある。

4. キッチンカー等事業者登録期間及び申請方法

- (1) 登録申請は、毎年度1月31日までに協会ホームページよりダウンロードした「キッチンカー等事業者登録申請書(様式1又は様式2)」へ記入し、必要資料を添付のうえ協会へ申請する。なお、年度途中での登録申請も可能とする。
- (2) 登録期間は、単年度登録とし毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。また、年度途中に登録した場合でも当該年度の期限は3月31日までとする。

5. 出店占用申請方法

協会が許可したキッチンカー等事業者は、協会ホームページよりダウンロードした「キッチンカー等出店占用申請書(様式3)」を、原則、出店希望日の1か月前までに協会へ申請する。

6. お問い合わせ(土日祝日を除く平日 8:30~17:00 まで)

一般社団法人飯塚市スポーツ協会

〒820-0001 福岡県飯塚市鯉田1560-5

☎0948-23-4500 FAX 0948-23-4501

メールアドレス：iizuka.taikyo@iaa.itkeeper.ne.jp

附則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。